

公益社団法人群馬県歯科技工士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県歯科技工士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、歯科技工士の徳性を高揚し、技術の向上発展を図ることにより、歯科医療の普及及び向上に寄与するとともに、地域社会の福祉の増進に貢献する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歯科技工分野を通して地域社会の福祉の増進に貢献する事業
 - (2) 歯科技工に関する科学と技術の進歩開発に関する事業
 - (3) 歯科技工資材の改良研究に関する事業
 - (4) 歯科技工士の教育及び研修に関する事業
 - (5) 歯科技工士の徳性の高揚に関する事業
 - (6) 会誌、会報等印刷物の発行に関する事業
 - (7) 前各号の事業を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 日本国の歯科技工士免許を有し、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員・特別会員 この法人に功労があった個人若しくは団体又は学識経験者で、総会において承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会によって別に定められた入会手

続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員として入会する者は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める規程により入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める規程により賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、理事会で別に定める退会届を、理事会に提出しなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が次のいずれかに該当したとき、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 正当な理由なく、会費を6ヶ月以上滞納し、且つ催促に応じなかったとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

(1) この定款その他の規定又は総会の決議に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に除名した旨通知しなければならない。

3 第1項の規定により除名しようとする会員には、その除名の決議を行う前に総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された正会員、及び賛助会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 必要がある場合には、臨時総会を開催することができる。

(総会の構成及び議決権の数)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(臨時総会の開催)

第15条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、法人法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた理事が召集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 会長は、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、総会開催日の2週間前までに、書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない正会員が、書面をもって議決権を行使できる旨
- (4) その他法令で定められた事項

(総会の議長等)

第17条 総会の議長は、総会の出席正会員の中から選任する。

2 総会における議事録署名人は、総会の出席正会員の中から2名を選任する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の3分の2以上の議決をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併及び事業の全部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において、理事又は監事それぞれにおいて候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に、その定数までの者を選任する。

(議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員が書面による議決権を行使する場合には、その正会員は、総会の前日までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を提出しなければならない。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、議長と出席した理事及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

(総会の運営)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、総会で別に定めた規程による。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上16名以内
- (2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、8名以内を業務執行理事とする。
- 3 業務執行理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事、4名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この選任に必要な規程は、法人法の規定等に示される要件に則り、総会において定める。

- 2 理事会は、会長を選定又は解職する。この選定において、理事会は、総会による会長候補者の推薦結果を参考にすることができる。
- 3 業務執行理事（副会長、専務理事及び常務理事を含む。）は、理事会で選定する。
- 4 理事には、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、業務を遂行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 前項以外の業務執行理事は、理事会で定めた担当業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は3ヶ月に1回以上職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 常勤の理事及び監事は、無報酬とする。

2 非常勤の理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事に参考意見を述べること。

3 相談役及び顧問は、理事会において選任する。

4 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に3か月間を超えない間隔で4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に対し招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が招集するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、前条第3項第3号及び第4号の規定するところを除き、会長が招集する。ただし会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会で定められた理事がこれにあたる。

- 2 会長は、前条第3項第3号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長等)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会で定めた理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(理事会の決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議に出席した理事の氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (5) その他法令で定められた事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。
(理事会の運営)
- 第39条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、あらかじめ理事会において別に定める規程による。

第7章 委員会

(委員会)

- 第40条 この法人の事業推進に必要と認められたときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員の中から理事会において選出する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。
 - 4 委員会は理事会の諮問に応じ、又は意見を提出することができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について

は、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款と会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第45条 この法人は、総会の決議、その他法令に定めるところにより、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）

第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、総会の決議を経て、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長、副会長、専務理事、常務理事は次に掲げる者とする。

会長 金井孝行

副会長 萩原輝雄 吉村隆

専務理事 中嶋義美

常務理事 石原靖夫 斉藤智信 引田康二 松村秀敏

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。